

入 札 説 明 書

平成 27 年度檜葉町対策地域内廃棄物処理業務
(減容化处理)

[全省庁共通電子調達システム対応]

東北地方環境事務所 福島環境再生事務所

はじめに

本業務の入札等については、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）、契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）その他の法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日

平成 27 年 7 月 1 日（水）

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官

東北地方環境事務所

福島環境再生事務所長 関谷 毅史

3. 業務概要

- (1) 業務名 平成 27 年度檜葉町対策地域内廃棄物処理業務（減容化处理）
- (2) 業務場所 福島県双葉郡檜葉町 地内
- (3) 業務内容 別紙要求水準書のとおり。
- (4) 履行期間 契約締結の日から平成 32 年 3 月 31 日（火）まで。
- (5) 入札方法 本業務は、電子調達システム（GEPS）で行う。入札時に業務計画等の技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（WTO 標準型）の業務である。

4. 競争参加資格

入札参加者は、次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定共同企業体若しくは経常共同企業体又は単体有資格業者（経常共同企業体を含む。）であること。共同企業体は、甲型又は乙型いずれの形態も競争入札に参加可能である。なお、特定共同企業体として競争入札に参加する場合は、別に公示する特定共同企業体の資格決定を受けていること。

- (1) 予決令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書（以下「提案書等」という。）の提出期限までに、環境省における平成 27・28 年度一般競争参加資格のうち、「建設工事」に係る業務区分「建築工事」又は「機械設備工事」において、A 等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、環境省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

- (4) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（前項の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 提案書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、環境省から「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について（平成13年1月6日環境会第9号）」に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 平成13年度以降に、本業務で提案する仮設焼却施設と同程度の規模（1炉当たり200トン/日）の施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に掲げる施設のうち、同法施行令第5条第1項に掲げる焼却施設。以下同様。）を元請けとして自ら設計し、施工した実績を有すること。施工実績は、平成13年度4月1日から本工事に係る提案書等の提出期限までの間に工事が完成し引渡しが済んでいるものに限るものとする。
- (7) 仮設処理施設の建設及び解体撤去工事に際して、現場代理人及び監理技術者を専任で現場に常駐させることができること。監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。監理技術者資格の部門は、建設、機械又は清掃とする。
- (8) 仮設処理施設の運営・維持管理に際して、専任の運営責任者を選定し、現場に常駐させることができること。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条に定める廃棄物処理施設技術管理者を、仮設処理施設に専任で配置できること。運営責任者と廃棄物処理施設技術管理者の兼務は可能とする。
- (9) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。また、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ・ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ・ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ・ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

5. 担当部局

〒960-8031 福島県福島市栄町11-25 AXCビル6階

東北地方環境事務所福島環境再生事務所南庁舎 経理課契約第二係

TEL : 024-573-7386 FAX : 024-573-0217 齋藤・高橋

※入札説明書又は設計図書が修正された場合は、修正後の資料を東北地方環境事務所福島環境再生事務所ホームページに掲載するものとする。

6. 現地見学会

現地見学会を希望する者は書面（様式0）により申し込むこと。なお、本見学会は入札参加に必須のものではない。

- ① 提出期限：平成27年7月3日（金）15時まで
- ② 提出場所：5.に示す担当部局

③ 提出方法：書面を持参、FAX又は郵送（提出期限必着）とする。

現場見学会の割り当て日時等詳細については、平成27年7月3日（水）17時までに申込者に連絡する。

7. 入札説明書等に対する質問

(1) この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い、質問書（様式5）を提出すること。

① 提出期限：平成27年7月8日（水）12時まで

② 提出場所：5. に示す担当部局

③ 提出方法：電子調達システム（GEPS）で質問書の提出を行うこと。

④ 提出部数：1部

(2) (1) の質問に対する回答書は、平成27年7月16日（木）以降に、下記の東北地方環境事務所福島環境再生事務所ホームページにて掲載する予定。

東北地方環境事務所福島環境再生事務所ホームページ>「調達情報」>

<http://tohoku.env.go.jp/fukushima/procure/index.html>

8. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、(2)に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。また、技術提案書についても次に従い、提出すること。

(2) 4. (3)の認定を受けていない者も次に従い申請書、資料及び技術提案書を提出することができる。この場合において、4. (1)、(2)、(4)から(10)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に於いて4. (3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。なお、期限までに申請書、資料及び技術提案書を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期限：平成27年7月27日（月）12時まで

② 提出場所：5. に示す担当部局

③ 提出方法：申請書は、電子調達システム（GEPS）で提出を行うこと。資料及び技術提案書については、持参又は郵送による。郵送する場合には、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

④ 提出部数：申請書1部、資料及び技術提案書20部（正2部、副18部）

※資料及び技術提案書については、正2部のみ会社名及び担当者名を記入し、副18部については、提案者が特定できないよう、提案者の社名等を塗りつぶす等の措置を講ずること。

(3) 申請書は、様式1により作成すること。

(4) 資料及び技術提案書は、次に従い作成すること。

① 配置予定技術者等（様式2）

(ア) 現場代理人及び監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の資格・経歴等を記載する。監理技術者について、4. (7)に掲げる基準を満たすことが判断できるよう、当該配置予定監理技術者の資格等を記載すること。監理技術者等について、専任で配置できることを示すために、他工

事の従事状況等を記載すること。

- (イ) 運営責任者及び廃棄物処理施設技術管理者（以下「運営責任者等」という。）の経歴等を記載する。また、運営責任者等について、4.(8)に掲げる基準を満たすことが判断できるよう、当該配置予定運営責任者等の資格、雇用関係、他工事の従事状況等を記載すること。
- (ウ) 提出時に配置予定の監理技術者等及び運営責任者等（以下「配置予定技術者等」という。）が特定できない場合は、4.(7)、4.(8)に掲げる基準を満たす複数の候補者を記載することもできるが、その場合、審査においては、候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価することとなる。
- (エ) 同一の配置予定技術者等を重複して複数の工事の配置予定技術者等とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者等を配置することができなくなったときは、申請書を提出した者は、入札してはならず、直ちに申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定技術者等を配置することができないにもかかわらず入札した場合、指名停止等措置要領に基づき、指名停止を行うことがある。
- (オ) 実際の業務にあたっては、業務の継続性等において支障がないと認められる場合等19.(2)に該当すると認められる場合、環境省担当官との協議により、配置予定技術者等を変更することができる。

②技術提案書

技術提案書には、以下の説明を参考にして、本業務を実施する際に効果的と考える提案事項を具体的に記述すること。

(ア) 必須項目（様式3）

本業務を実施する場合の実施体制、焼却施設の型式・規模、焼却施設の焼却条件、排ガス処理設備、公害防止基準、環境モニタリング項目等、要求水準書の基本的な要求事項について、記述する。

(a) 業務実施体制・配置予定技術者等（様式3-1）

・仮設焼却施設の建設及び解体撤去工事、運営・維持管理時の業務実施体制について記述し、特に、現場代理人、監理技術者、運営責任者及び廃棄物処理施設技術管理者を専任で配置することを明記する。

(b) 仮設焼却施設の型式・規模、焼却条件（様式3-2）

・仮設焼却施設の型式・規模、焼却施設の焼却条件について、記述する。

(c) 排ガス処理設備（様式3-3）

・排ガス処理設備の構成、運転条件などについて、記述する。

(d) 公害防止基準等（様式3-4）

・公害防止基準等について、記述する。

(e) 環境モニタリング項目等（様式3-5）

・運転管理項目及び環境モニタリング項目について、記述する。

(イ) 加点項目（様式4）

以下の項目について、具体的に記述すること。

(a) 業務の実施体制（様式4-1）

本業務を実施する際に効果的と考えられる事項について、以下に記載する評価の観点を踏まえ検討し、当該事項を実現するための業務実施体制を具体的に記述すること。

- ・建設工事期間・解体撤去工事期間において、工事を短期間で完了する工事管理体制が具体的かつ適切な提案であるか、安全管理体制が適切であるか。
- ・運営時において、運営管理・維持補修・労働安全・環境モニタリング・緊急時への対応などの面で、業務実施体制が具体的かつ適切であるか。
- ・プラントの点検・維持補修に関して、点検・維持補修の経験・実績を有した技術者を配置しているか。
- ・プラントのトラブル発生時への対処が、迅速かつ適切に実施できる体制となっているか。
- ・緊急時の体制、関係機関への連絡、地元自治体・住民への連絡方法などが、具体的で実効性があるか。
- ・地元企業の活用

(b) 業務工程（様式4-2）

要求水準書本業務の工程について記述すること。なお、要求水準書では、契約締結から約14ヶ月間で、仮設処理施設を建設することとしているが労働安全や周辺環境保全に配慮しつつも、可能な限り工期の短縮を目指すとともに、妥当性のある工程とすること。業務開始から業務終了までの全体工程を記述し、各事業年度別に作成すること。

(c) 労働安全対策（様式4-3）

- ・仮設焼却施設の建設、運営管理、解体撤去時に至る業務全般への安全対策について、記述する。
- ・作業員の被ばく防止対策、特別教育の内容、被ばく線量管理の方法、汚染検査の実施方法等について、具体的に記述する。

(d) 放射線管理計画（様式4-4）

- ・空間線量率、空気中の放射性物質濃度、表面汚染、焼却残さの放射性物質濃度などの測定計画、測定体制について、具体的に記述する。

(e) 周辺環境対策（様式4-5）

- ・放射能による周辺環境への影響を防止する方法、住民・行政との良好なコミュニケーション形成に役立つデータの取得・公表方法などについて、記述する。

(f) 配置計画・動線計画・仮設計画の提案（様式4-6）

- ・計量器、受入ヤード、燃焼設備、排ガス冷却設備、排ガス処理設備、灰処理設備、灰搬出設備、助燃油貯槽、非常用発電設備、仮設灰保管施設、管理棟等の配置計画(案)を記述する。
- ・建設時の業務用地面積が限られているが、仮設計画、資材の取り込み方法等について、記述する。
- ・津波や水害に対する設計上の配慮について、記述する。
- ・運営段階での放射性物質に汚染された物を取り扱う設備・装置の清掃・点検・整備・補修でマンホールの開放が必要となる作業とその頻度を整理し、その作業性や安全の確保に対する設計上の配慮について、記述する。

(g) ゲート型放射線モニターの性能・精度確保（様式4-7）

- ・ゲート型放射線モニターが、適切に放射性物質濃度を測定できる性能・精度を有する計画としているか、具体的に記述する。
- (h) 冷蔵庫の破砕・投入方法（様式4-8）
- ・断熱材にフロンを含有する冷蔵庫を処理する方法について、焼却処理するための必要最小限の破砕・切断を行った後に、破砕機に投入せず、直接ごみ供給ホッパへ投入すること。」と要求している。冷蔵庫を破砕・切断・投入する際に、断熱材に含まれるフロンを大気に放出する量を最小化する具体的な方法について記述する。
- (i) 仮設焼却施設の信頼性（様式4-9）
- ・提案する焼却施設の構造・型式、特長、性能、実績、災害廃棄物への対応性、過去のトラブル事例と改善策等について具体的に説明し、提案する焼却施設の信頼性を記述する。
- (j) 仮設焼却施設の非常停止時の安全確保（様式4-10）
- ・商用電源停電時の仮設焼却施設の安全な停止、商用電源に加え非常用発電設備も含めた電源が喪失した際における焼却施設の安全な停止について、具体的に記述する。
 - ・仮設焼却施設非常停止時においても、排ガスをろ過式集じん器に通ガスするための設備及び運転方法が確保されていることについて、具体的に記述する。
- (k) 排ガス中の放射性物質連続監視方法（様式4-11）
- ・排ガス中の放射性物質連続監視方法の有効性について、記述する。
- (l) 焼却残さの処理方法等（様式4-12）
- ・作業員の被ばく防止に配慮しながら確実にキレート処理等の処理を実施するための、焼却残さの処理方法、各種収納容器への封入方法、各種容器に封入した焼却残さの搬出方法等について具体的に記述する。
- (m) 仮設処理施設の解体撤去計画（様式4-13）
- ・解体段階での除染・解体撤去作業の作業性や安全の確保に対する設計上の配慮について、記述する。
 - ・解体対象物に放射性物質濃度の高い焼却灰等が付着していることを前提とした解体撤去工事の作業手順について記述する。
- (n) 焼却残さの保管方法（様式4-14）
- ・灰保管施設における焼却残さの保管方法について、管理用通路の設置、積み上げ段数、積み上げ方法、作業安全、スペース効率上有益性などに関して、具体的に記述する。
- (o) 廃棄物の運搬の計画、安全性（様式4-15）
- ・仮置場から仮設処理施設に廃棄物を焼却計画に合わせて計画的に、かつ安全に運搬できる運搬計画を立案し、記述する。
- (p) 仮設焼却施設のコスト削減の方法（様式4-16）
- ・仮設焼却施設の建設コストを最小化する方法を提案し、それぞれの方法ごとにいくらコストが下がるかを定量的に記述する。
- (ウ) 技術提案書での提案は、技術提案事項ごとに A4 サイズで各々指定する枚数以内で簡潔かつ要領よく記述するものとする。文字サイズについては 10.5 ポイント、文字色は黒とし、装飾文字を使用しないこと。

- (エ) 技術提案書における技術提案の内容は、具体的な根拠を伴うものとし、抽象的な内容（「丁寧に施工する」「共通仕様書や特記仕様書による」等）の提案は評価されないことに留意すること。
- (オ) 参考資料を添付する場合は、以下に示す項目に留意すること。なお、評価の対象は技術提案書に記載された内容で行う。
- (a) 参考資料は、技術提案書を補完する図表、写真、文献の抜粋等として A4 サイズにて明確に判読できるものとし、技術提案書を含め片面 10 枚以内とすること。
- (b) カタログ、他社の工法説明書等を添付する場合は、その製品、工法によって提案内容が担保できる理由を必ず記載すること。
- (カ) 入札後に行われる業務において、技術提案の内容が一般的に使用されている状態となった場合、発注者はその提案を無償で使用できるものであること。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りではない。
- (5) 申請書及び技術資料作成説明会については、原則として実施しない。
- (6) 技術提案会の開催
- (ア) 技術提案会を開催する。開催場所、開催日時、出席者数の制限等については、有効な技術提案書等を提出した者に対して、平成 27 年 7 月 27 日(月)17 時まで連絡する。
- (イ) 上記により連絡を受けたものは、指定された場所及び日時において、提出した技術提案書の説明を行うものとする。
- (ウ) 技術提案会では、提出した技術提案書に関してのみ説明する。新たな資料の配付は認めない。
- (エ) 説明を行うものは、原則として、業務を請け負った場合における主たる業務実施責任者とする。
- (7) 申請書及び技術提案書に対する審査及び評価は、東北地方環境事務所福島環境再生事務所に設置する技術提案書審査委員会において行う。
- (8) 審査の結果、以下に該当する場合は、競争参加資格を有する者として認めない。
- ① 技術提案書の提出がない場合、必要書類が不足している場合等判断ができない場合。
- ② 他の入札参加者と本業務について、相談等を行い作成されたと認められる場合等の技術提案書の記載内容が適正でない場合。
- (9) 競争参加資格の審査結果は、平成 27 年 8 月 6 日(木)に通知する。その際、参加資格「有」とした者に対しては、技術提案書に基づく入札の可否についても併せて通知し、「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。
- (10) その他
- ① 申請書、資料及び技術提案書の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 契約担当官等は、提出された申請書、資料及び技術提案書を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書、資料及び技術提案書は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書、資料及び技術提案書の差し替え並びに再提出は認めない。ただし、配置予定技術者等に関して、真にやむを得ないものとして承認した場合においては、この限りではない。
- ⑤ 申請書、資料及び技術提案書に関する問い合わせ先は、5. に示す担当部局と同じ。

9. 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認められた理由、又は技術提案を適正と認めなかった理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求められることができる。

- ① 提出期限：平成 27 年 8 月 13 日（木）17 時まで
- ② 提出場所：5. に示す担当部局
- ③ 提出方法：持参すること。郵送又は FAX によるものは受け付けない。
- ④ 提出部数：1 部

(2) 契約担当官等は、説明を求められたときは、平成 27 年 8 月 20 日（木）17 時までに説明を求めた者に対し回答する。

10. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

- ① 総合評価の審査は、技術提案審査と価格審査とにより行うが、技術審査と価格評価の配点及び総合評価の計算方法は以下のとおりとする。
- ② 入札書の開封時において、入札参加者が提出した入札書の入札金額が予定価格を超えていないか確認し、予定価格を超えた入札書は無効とする。
- ③ 技術提案審査における点数化方法
 - ・技術提案書の評価は、必須項目審査と加点項目審査について行う。
 - ・必須項目審査においては、入札参加者が技術提案書に記載した内容が、必須項目として示す要求水準書の基本的な要求項目を満たしていることを確認する。要求水準書の基本的な要求項目を 1 つでも満たしていない場合は失格とする。
 - ・加点項目審査は、提出された技術提案書の性能・機能・実施体制等の内容が、本業務の目的達成に効果的なものであるかについて評価を行う。提案内容については、具体的でありかつ効果的な実施が期待されるかという観点から評価する。
 - ・加点項目審査については、技術提案の審査項目ごとに、技術提案書審査委員会の各委員ごとに採点する。
 - ・技術提案の審査項目は、技術提案書審査委員会で評価し、技術評価点として点数化する。

【採点基準】

	優 (十分満足 できる)	良 (満足できる)	可 (満足できるレベル よりやや劣る)	不可 (満足でき ない)
15 点満点の場合	15 点	9 点	3 点	0 点
10 点満点の場合	10 点	6 点	2 点	0 点
5 点満点の場合	5 点	3 点	1 点	0 点

④ 価格審査における点数化方法

価格評価は、入札金額(設計・施工業務、運営管理業務と解体撤去業務の合計額とし、消費税及び地方消費税相当額は含まない。)に基づき、次の式により点数を算定する。

なお、算定式で求める点数は少数第2位を四捨五入した値とする。

$$\text{当該入札参加者の価格評価点} = 350 \text{ 点} \times (1 - \text{入札参加者の入札金額} / \text{予定価格})$$

⑤総合評価点の算出方法

「③技術提案審査における点数化方法」技術評価点と「④価格審査における点数化方法」で得られた価格評価点を用いて次に示す算定式により、各応募者の総合評価点を算定する。

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

(2) 落札者の決定

①入札参加者は、価格をもって入札する。

②次の条件を満たした者のうち、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

(ア)入札価格が予定価格以下であること。

(イ)技術提案が発注者の要求水準書を満足すること。

③②において、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(3) 履行の確認

技術提案書に記載された内容については、業務遂行時並びに業務完了時に履行状況の検査を行うものとする。

11. 技術提案審査における評価基準及び得点配分

技術提案審査における評価項目、審査のポイント、配点は、評価表のとおりとする。

評価表

区分	評価項目	審査のポイント	配点	得点
必須審査項目	1) 業務の実施体制・配置予定技術者等	<ul style="list-style-type: none"> 仮設焼却施設の建設及び解体撤去工事に際して、現場代理人及び監理技術者を専任で現場に常駐させる体制であるか。 仮設焼却施設の運営・維持管理に際して、業務を総括的に管理する運営責任者を専任で現場に常駐させることができる体制であるか。また、廃棄物処理施設技術管理者を専任で配置できるか。(運営責任者と廃棄物処理施設技術管理者の兼務は可能である。) 	-	-
	2) 仮設焼却施設の型式、規模、焼却条件	<ul style="list-style-type: none"> 仮設焼却施設の型式は、要求水準書で規定している型式であるか。 仮設焼却施設の規模は、200 t /日程度の能力を満足しているか。 燃焼室出口温度は、850℃以上としているか。 燃焼ガスの滞留時間は、850℃以上、2秒以上であるか。 		
	3) 仮設焼却施設の焼却条件	<ul style="list-style-type: none"> 燃焼室出口温度は、850℃以上としているか。 燃焼ガスの滞留時間は、850℃以上、2秒以上であるか。 		
	4) 排ガス処理設備について	<ul style="list-style-type: none"> 2段ろ過式集じん方式としているか。 		
	5) 公害防止基準等	<ul style="list-style-type: none"> 公害防止基準等は、関連法令、条例及び要求水準書の内容を満足 		

		しているか。		
	6) 環境モニタリング項目等	・運転管理項目及び環境モニタリング項目は、要求水準書の項目内容を満足しているか。		
加 点 審 査 項 目	7) 業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・工期の短縮の観点から具体的かつ適切な提案であるか。 ・労働安全の管理の観点から適切な提案であるか。 ・周辺環境保全・モニタリングの観点から適切な提案であるか。 ・緊急時の対応の観点から具体的かつ適切な提案であるか。 ・プラントの点検・維持補修に関して、点検・維持補修の経験・実績を有した技術者を配置しているか。 ・プラントのトラブル発生時への対処が、迅速かつ適切に実施できる体制となっているか。 ・緊急時の体制、関係機関への連絡、地元自治体・住民への連絡方法などが、具体的で実効性があるか。 ・地元企業を活用した計画になっているか。 	10	
	8) 業務工程の妥当性	・要求水準書では、契約締結から約 15 ヶ月間で、本業務を完了することとしているが、業務の目的を理解し、労働安全や周辺環境保全に配慮しつつも、可能な限りの工期短縮が検討され、計画的な業務実施が考えられているか。	10	
	9) 労働安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・業務全般への安全対策が具体的かつ適切であるか。 ・作業員の放射性被ばく対策について、具体的かつ適切であるか。 	10	
	10) 放射線管理計画	<ul style="list-style-type: none"> ・空間線量率、空気中の放射性物質濃度、表面汚染、焼却残さ灰固型化物の放射性物質濃度などの測定計画、測定体制が、有効かつ実効性あるものになっているか。 ・測定結果を有効に活用できる計画になっているか。 	10	
	11) 周辺環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ・放射能による周辺環境への影響を防止し、周辺住民が安心できるよう、適切な提案がなされているか。 ・住民・行政との良好なコミュニケーション形成に役立つデータの取得・公表方法が、具体的で効果的か。 	10	
	12) 配置計画・動線計画・仮設計画の提案	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設処理施設の配置計画(案)は、具体的で効率的か。 ・津波や水害に対する設計上の配慮がなされているか。 ・建設時のクレーンの配置、資材取り込みなどの仮設計画が、実現可能で効率的な計画か。 ・運営段階での放射性物質に汚染された物を取り扱う設備・装置の清掃・点検・整備・補修でマンホールの開放が必要となる作業とその頻度を整理し、その作業性や安全の確保に対する設計上の配慮がなされているか。 	10	
	13) ゲート型放射線モニターの性能・精度確保	・ゲート型放射線モニターが、適切に放射性物質濃度を監視できる性能・精度を有する計画であるか。	5	
	14) 冷蔵庫の破碎・投入方法	・冷蔵庫を破碎・切断・投入する方法は、具体的で、断熱材に含まれるフロンを大気へ放出する量を最小化する方法であるか。	5	
	15) 仮設焼却施設の信頼性	・提案する仮設焼却施設の構造・特長、型式、性能、実績、災害廃棄物への対応性、過去のトラブル事例と改善策等について、プラン	10	

	ト設備全体の信頼性があるか。		
16) 仮設焼却施設の非常停止時の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・商用電源停電時に安全に仮設焼却施設が停止できる提案が、具体的かつ適切であるか。 ・商用電源に加え、非常用発電設備及び無停電電源装置も含めたすべての電源が喪失した際においても、安全に仮設焼却施設が停止できる提案が具体的かつ適切であるか。 ・非常停止時においても、排ガスをろ過式集じん器に通ガスするための設備及び運転方法が具体的かつ適切であるか。 	15	
17) 排ガス中の放射性物質連続監視方法	<ul style="list-style-type: none"> ・排ガス中の放射性物質連続監視方法について、その測定方法が有効かつ適切であるか。 	10	
18) 焼却残さの処理方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・作業員の放射性被ばくに考慮しながら確実に処理を実施するための、具体的な焼却主灰、ばいじんの処理方法、収納容器の選定、収納容器への焼却残さ封入方法、容器に封入された焼却残さ搬出方法等について提案が具体的かつ適切であるか。 	5	
19) 仮設処理施設の解体撤去計画	<ul style="list-style-type: none"> ・解体段階での除染・解体撤去作業の作業性や安全の確保に対する設計上の配慮がなされているか。 ・解体対象物に放射性物質濃度の高い焼却灰等が付着していることを前提とした解体撤去工事の作業手順が具体的かつ適切であるか。 	5	
20) 焼却残さの保管方法	<ul style="list-style-type: none"> ・灰保管施設における灰固型化物等の保管方法について、管理用通路の設置、積み上げ段数、積み上げ方法等の保管方法が、作業安全が確保され、スペース効率上有益であるか。 	10	
21) 廃棄物の運搬の計画、安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場から仮設焼却施設への廃棄物運搬計画は、焼却計画に合わせた計画的なものであるか、また安全性を確保しているか。 	10	
22) 仮設処理施設のコスト削減の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設焼却施設等の建設解体コストを最小化する方法に関して、提案は適切かつ方法ごとにくらコストが下がるか定量的に説明されているか。 	15	
技術評価点		150	
価格評価点		350	
総合評価点（技術評価点と価格評価点の合計）		500	

次に示す技術提案内容の評価に関する事項を遵守すること。

- ①提案が規定枚数を超過した場合については、資料順に規定枚数までの内容で評価するものとする。
- ②提案内容が、本業務と無関係なもの、法令に違反・抵触するもの、関係機関と新たに協議が発生する若しくは発生する可能性のあるものである場合には、提案として認めないものとし、それ以外の内容で評価することとなること。
- ③提案内容が評価項目を設定した趣旨や前提条件を大きく逸脱するものと判断される場合は、各評価項目に係る技術提案加算点の最高点の半分を減点することがあること。

12. 入札及び開札の日時

日 時： 平成27年8月20日（木）11時00分

1 3. 入札書の提出方法等

- (1) 入札書は、上記 1 2. の日時までに電子調達システム（GEPS）により提出するものとする。
- (2) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (3) 入札の辞退を行う場合は、電子調達システム（GEPS）上で辞退届を提出すること。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、本業務の入札は要求水準書に記載の予定数量を見込んで算出した総価をもって入札金額とし、入札書の業務費内訳書（様式 6）に記載された単価をもって契約金額とする。

- (5) 入札書の日付は、提出日を記入する。
- (6) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。
- (7) 入札参加者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し又はこれを取りやめることがある。

1 4. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除。

ただし、入札保証保険証券を開札時までに、5. に示す担当部局まで持参又は郵送により提出することとする。この場合の保証金額は、入札金額（入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。）の 100 分の 5 以上とする。

(2) 契約保証金

免除。ただし、公共工事履行保証証券による保証を付するものとする。この場合の保証金額は、契約金額の 10 分の 3 以上とする。

1 5. 業務費内訳書等の提出

- (1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書（様式 6）を、開札時までに電子調達システム（GEPS）により提出すること。また、業務費内訳書の積算根拠となる事業年度別の経費内訳書を、積算参考資料を参考にして作成し、あわせて提出すること。
- (2) 業務費内訳書は、商号又は名称並びに住所、宛名（発注者名）及び業務名を記載し、記名及び押印を行い、提出すること。
- (3) 業務費内訳書の内容は、単位及び予定料金を表示したものとする。
- (4) 業務費内訳書は、開札時までに、入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書が提出されないときは、入札を無効とする。
- (5) 契約担当官等又はこれらの補助者は、提出された業務費内訳書について説明を求めることがある。また、業務費内訳書が別表のいずれかに該当するものについては、入札心得第 6 条に該当する入札として、原則として当該業務費内訳書提出業者の入札を無効とする。

別表

1 未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む。)	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2) 内訳書とは無関係な書類である場合
	(3) 他の業務の内訳書である場合
	(4) 内訳書に押印が欠けている場合
	(5) 内訳書が特定できない場合
	(6) 他の入札参加者の様式を入手して使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳の記載が全くない場合
	(2) 入札説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	他の業務の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合
	(2) 発注案件名に誤りがある場合
	(3) 提出業者名に誤りがある場合
	(4) 内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合	

16. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書、資料及び技術提案書に虚偽の記載をした者が行った入札、並びに入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて4. に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

17. 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で10. により決定するものとする。ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする可能性がある。

落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査（低入札価格調査）を行うものとする。

予定価格算出額に10分の6を乗じて得た額

(2) 非落札者のうち落札者の決定結果に対して不服があるものは、契約担当官等に対して非落札者とな

った理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。その場合において、提出期限の翌日から起算して5日以内に、書面により回答するものとする。

- ①提出期限：落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）
- ②提出場所：5. に示す担当部局
- ③提出方法：持参すること。郵送又はFAXによるものは受け付けない。
- ④提出部数：1部

18. 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。なお、8.(6)に基づくヒアリングに係る説明事項と異なる内容の説明を行わないこと。

19. 配置予定技術者等の確認

- (1) 落札者決定後、CORINS 等により配置予定技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
- (2) 実際の業務にあたって請負者は、業務の継続性等において支障がないと認められる場合において環境省担当官との協議により、配置予定技術者等を変更できるものとする。変更については、下記を満足することを条件とする。
 - ①病休、退職、死亡、その他の事由等の場合。
 - ②業務の進捗状況等現場の施工実態、施工体制等を考慮して、途中交代しても支障がないと認められる場合。
- (3) 上記②において途中交代を認める際の現場対応。
 - ①交代後の配置予定技術者等に求める資格及び業務経験は、交代日以降の業務内容に相応した資格及び業務経験で、契約関係図書に示す事項を満たすものとする。
 - ②配置予定技術者等の交代に際し、継続的な業務が遂行できるよう、新旧の配置予定技術者等を7日以上の間重複配置することを求め、適切な引継を確保するものとする。
 - ③履行期間内においては、1年間に2回程度を超えない範囲で認める。

20. 契約の締結

本業務全体の履行期間は平成31年度末としているが、各年度毎に契約、精算を行うものとし、また、次年度以降の契約締結は、各年度の予算が成立し所要の予算措置が講じられることを条件とするものである。

21. 契約書作成の要否等

要

22. 支払条件

前払金	中間前金払	部分払
有り	無し	有り

23. 当該業務に直接関連する他の業務の請負契約を当該業務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

24. 再苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成7年12月14日政府調達苦情処理推進会議決定)により、政府調達苦情検討委員会(連絡先:内閣府政府調達苦情処理対策室内政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-3581-0262)に対して苦情を申立てることができる。

25. 関連情報を入手するための照会窓口

5. に示す担当部局

26. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本業務においては、入札説明会を開催しない。
- (3) 入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。
- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (5) 落札者は、8.(4)の資料に記載した配置予定技術者等を当該工事の現場に配置すること。
- (6) 落札者(単体有資格者)以外の事業実施協力者が存在する場合
単体有資格者が、技術提案書において落札者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、契約書の添付資料として再委任等の実施書又は共同事業実施協定書の提出を求めることがある。落札者がこれに応じないときは、契約書の提出がないものとして、落札は、その効力を失う。
- (7) 共同企業体として参加する場合は、4.(1)～(10)を有する構成員を代表者とする。ただし、4.(1)～(5)、(9)～(10)については、共同企業体構成企業全てが満たす必要がある。なお、共同企業体は、甲型又は乙型いずれの形態も参加可能である。

入札心得

(目的)

第1条 福島環境再生事務所の契約に係る一般競争及び指名競争(以下「競争」という。)を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「令」という。)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)、その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般競争参加の申出)

第2条 一般競争に参加しようとする者は、令第74条の入札の公告において指定した期日までに、令第70条の規定に該当する者でないことを確認することができる書類及び当該公告において指定した書類を添え、支出負担行為担当官(環境省会計事務取扱細則(平成13年環境省訓令第26号)第2条及び環境省所管会計事務取扱規則(平成13年1月6日環境省訓令第22号)第4条に規定する支出負担行為担当官をいう。以下同じ。)にその旨を申し出なければならない。

ただし、電子調達システムによる入札参加者は、当該公告において指定した書類を同システムにおいて作成し、入札の公告において指定した日時までに提出しなければならない。

(入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札執行前に、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官庁又は取扱官庁に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を支出負担行為担当官に提出しなければならない。

3 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその受領証書と引換えにこれを還付する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、入札時刻に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、入札書(様式第1号)により作成し、入札者の氏名(法人にあっては、法人名)、あて名及び入札件名を表記し、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知

書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならない。なお、電子調達システムによる入札の場合、入札書は入力画面上において作成し、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した時刻までに送信するものとする。ただし、支出負担行為担当官の承諾を得て又は支出負担行為担当官の指示により書面により提出する場合は、様式第1号により作成し、入札書を封かんの上、入札者の氏名を表記し、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した時刻までに、入札函に投入しなければならない。

- 3 入札参加者は、入札保証金の全部の納付を免除された場合であって、支出負担行為担当官においてやむを得ないと認められたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒の表に前項の所定事項を記載し、支出負担行為担当官あての親展で提出しなければならない。
- 4 第3項の入札書は、入札日の前日までに到達しないものは無効とする。
- 5 入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
- 6 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式第3号）を持参させなければならない。
- 7 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 8 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。
- 9 入札参加者は、令第71条第1項の規定に該当する者を同項に定める期間入札代理人とすることはできない。
- 10 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（様式第4号）について入札前に確認しなければならない。入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 11 単価契約に係る業務の入札は、仕様書に記載の予定数量を見込んで算出した総価をもって入札金額とし、入札書の内訳に記載された単価をもって契約金額とする。このため総価及びその内訳を必ず記載すること。

（入札の辞退）

- 第4条の2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ① 入札執行前には、入札辞退届（様式第5号）を支出負担行為担当官に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - ② 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
 - ③ 電子調達システムには、システム上の操作（辞退届をクリック）により辞退届を提出する。
 - 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第4条の3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格及びその他の条件又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格及びその他の条件を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格及びその他の条件を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の入札)

第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- ② 委任状を持参しない代理人のした入札
- ③ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札
- ④ 記名押印を欠く入札（電子調達システムによる場合、電子認証書を取得していない者のした入札）
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札時刻に遅れてした入札
- ⑩ 工事（業務）費内訳書の提出が義務付けられている工事（業務）において、入札時に工事（業務）費内訳書（同明細書を含む。以下「内訳書」という。）の提出を求めた入札において、内訳書を提出しない入札
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約事項（様式第4号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

(入札書等の取り扱い)

第6条の2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、入札書及び工事（業務）費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

(落札者の決定)

第7条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える工事又は製造の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき（工事の請負契約に限る。）、又はその者と契約を締結することが公平な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 予決令第85条の基準（環境省所管契約事務取扱細則（平成13年1月6日環境省訓令第26号）第26条）に該当する入札を行った者は、支出負担行為担当官の行う調査に協力しなければならない。

(再度入札)

第8条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、郵便による入札を行った者がある場合及び電子調達システムによる入札の場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、支出負担行為担当官が指定する日時において再度の入札を行う。なお、入札執行回数は再度の入札を含め、原則として2回を限度とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、紙入札の場合は直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。なお、電子調達システムによる入札の場合は、支出負担行為担当官が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約書等の提出)

第10条 契約書を作成する場合においては、落札者は、支出負担行為担当官から交付された契約書の案に記名捺印し、落札決定の日から7日以内に、これを支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、支出負担行為担当官の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を支出負担行為担当官に提出しなければならない。ただし、支出負担行為担当官がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

4 当該工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律

第104号。以下「建設リサイクル法」という。)第9条に定める対象建設工事である場合は、第1項の契約書の案の提出以前に建設リサイクル法第12条第1項の規定に基づく説明及び第13条第1項の規定に基づく協議を行わなければならない。

(契約保証金等)

第11条 落札者は、契約書の案の提出と同時に、次の一号に掲げる保証を付さなければならない。提出に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

一 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

- ① 債権者は支出負担行為担当官とし、債務者は落札者であること。
- ② 保証人の記名押印があること。
- ③ 公共工事用保証契約基本約款及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨の記載があること。
- ④ 主契約の内容として工事名は契約書に記載の工事名と同一とする。
- ⑤ 保証期間は工期を含むものとする。

2 前項の保証に係る保証金額又は保険金額(以下「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。

3 第1項の規定により、落札者が同項第一号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

(異議の申立)

第12条 入札をした者は、入札後、この心得、入札の公告又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札書)

第13条 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税等分に係る課税業者であるか、非課税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(開札)

第14条 開札は、入札終了後直ちに入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書に示した場所及び時刻に入札者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員をして開札に立ち合わせて行うものとする。

(その他の事項)

第15条 この心得に掲げるほか、入札に必要な事項は別に指示するものとする。

入 札 書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
東北地方環境事務所
福島環境再生事務所長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名 印

(復) 代理人 印

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札
する場合に、(復) 代理人の記名押印が必要。
このとき、代表印は不要 (委任状には必要)。

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 : 平成〇〇年度〇〇業務
- 2 入札金額 : 金額 円 (税抜)
※ 上記金額は各事業年度別経費の総価で、消費税及び地方消費税を除いた額
である。
※ 第1回の入札書とともに、業務費内訳書 (様式6) 及び各事業年度別の経
費内訳書を提出するものとする。
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

様式第 2 - 1 号

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
東北地方環境事務所
福島環境再生事務所長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名 印

電子入札案件の電子入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加をいたします。

記

入札件名：

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
東北地方環境事務所
福島環境再生事務所長 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名 印

電子調達案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

1. 入札件名：平成〇〇年度〇〇業務
2. 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例)・電子調達システムで参加する手続が完了していないため

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
東北地方環境事務所
福島環境再生事務所長 殿

住 所
(委任者) 会 社 名
代 表 者 氏 名 印

代 理 人 住 所
(受任者) 所 属 (役 職 名)
氏 名 印

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

1. 平成〇〇年度〇〇業務の入札に関する一切の件
2. 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

様式第3-2号

委 任 状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
東北地方環境事務所
福島環境再生事務所長 殿

代理人住所
(委任者) 所属(役職名)
氏 名 印

復代理人住所
(受任者) 所属(役職名)
氏 名 印

当社 を復代理人と定め下記権限を委任します。

記

(委任事項)

平成〇〇年度〇〇業務の入札に関する一切の件

様式第4号

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が入札の無効、契約の解除その他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、環境省側の求めに応じ、当社及び当社が本業務の全部若しくは一部の処理を委託し、又は請け負わせようとする者すべての役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名（ふりがなを含む。）及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（受注者が個人である場合はその者を、受注者が法人である場合には役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

カ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号。以下「放射性物質汚染対処特措法施行規則」という。）第59条第2号イからヲまでのいずれかに該当する者であるとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者及び放射性物質汚染対処特措法施行規則第59条第2号イからヲまでのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係業者等」という。）を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者等であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

様式第5号

入 札 辞 退 届

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
東北地方環境事務所
福島環境再生事務所長 殿

住 所
(入札者) 会 社 名
代 表 者 氏 名 印
(代理人) 氏 名 印

注) 代理人による入札の場合は、代表印は不要とする。

入札件名 : 平成〇〇年度〇〇業務

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 東北地方環境事務所福島環境再生事務所長 関谷 毅史 (以下「発注者」という。) は、〇〇〇〇〇〇 代表取締役社長 〇〇 〇〇 (以下「受注者」という。) と「平成27年度檜葉町対策地域内廃棄物処理業務 (減容化处理)」 (以下「本業務」という。) について、次の条項により契約を締結する。

(契約の内容)

- 第1条 受注者は、要求水準書等 (別添の要求水準書、図面、入札説明書に対する質問回答書をいう。以下同じ。) に基づき、本業務を行う。
- 2 受注者は、仮設処理施設 (以下「本施設」という。) を発注者に賃貸し、発注者はこれを賃借する。
- 3 受注者は、本施設を発注者の指定する場所に設置して発注者に引き渡すものとし、賃貸借終了後は、これを解体撤去する。
- 4 受注者は、賃貸した本施設を運営・維持管理し、檜葉町における対策地域内廃棄物の処理業務を行う。
- 5 本施設の設置及び解体撤去に係る費用は、受注者の負担とする。

(契約の履行)

第2条 受注者は、要求水準書等に従って、この契約を履行しなければならない。

(契約金額)

第3条 契約金額は次のとおりとする。

一 事前調査経費	円/式(うち消費税及び地方消費税の額	円)
二 搬入道路工事費	円/式(うち消費税及び地方消費税の額	円)
三 賃貸借料金	円/月(うち消費税及び地方消費税の額	円)
四 運営・維持管理経費	円/月(うち消費税及び地方消費税の額	円)
五 処理経費	円/ト(うち消費税及び地方消費税の額	円)
六 解体撤去経費	円/式(うち消費税及び地方消費税の額	円)

- 2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法 (昭和63年法第108号) 第28条第1項及び第29条並びに地方税法 (昭和25年法律第226号) 第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

(費用等)

第4条 受注者は、本施設の維持及び修繕に係る費用を負担する。ただし、その費用のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては発注者が負担する。

2 本施設により発注者又は第三者に損害が生じたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては発注者が負担する。

(履行期限及び履行場所)

第5条 履行期限は、平成28年3月31日とする。ただし、同日前に本業務が終了したと発注者が認めた場合は、その時点で、業務を終了するものとする。

2 前項ただし書きの場合の契約金額（単価契約の場合は、契約金額に予定数量を乗じた額に8パーセントを加算した金額とする。以下同じ。）は、発注者受注者協議して決定する。

3 履行場所は、福島県双葉郡楡葉町地内とする。

(契約履行の保証)

第6条 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付さなければならない。

2 前項の保証に係る保証金額は、契約金額の10分の3以上としなければならない。

3 契約金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の契約金額の10分の3に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(再委任等の禁止)

第7条 受注者は、本業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

2 受注者は、対策地域内廃棄物の焼却又は処理（収集、運搬及び処分を含む）を第三者に委任する場合は、別紙1に記載の者以外に委任し、又は請け負わせてはならない。

(現場代理人等)

第8条 受注者は、搬入道路工事、本施設の設置及び解体撤去に際しては、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一 専任の現場代理人

二 専任の監理技術者

2 受注者は、本施設の運営・維持管理に際しては、運営責任者を専任で現場に常駐させなければならない。また、廃棄物処理施設技術管理者を仮設処理施設に専任で配置しなければならない。運営責任者と廃棄物処理施設技術管理者の兼務は可能とする。

(監督職員)

第9条 発注者は、監督職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 受注者は、監督職員の指示により業務を行うものとし、業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、監督職員の指示に従うものとする。

(臨機の措置)

第10条 受注者は、災害防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者はあらかじめ監督職員の意見を聞かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他業務の遂行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

(検査及び引渡し)

第11条 受注者は、事前調査が終了した場合、搬入道路工事が終了した場合は、それぞれその旨を発注者に通知し検査を受けなければならない。

- 2 受注者は、賃貸借開始の7日前までに、本施設の設置工事を完成し、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の通知後賃貸借開始前に、受注者の立会いの上、工事の完成を確認するための検査を実施し、当該検査結果を受注者に通知するものとする。
- 4 前項の検査に合格したときは、受注者は、本施設を賃貸借開始日の前日までに発注者に引き渡すものとする。
- 5 第2項の検査に合格しないときは、受注者は、直ちに補修して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、賃貸借開始日の前日までに補修を完了できない場合は履行遅滞とみなし、第13条の規定を適用する。
- 6 受注者は、運営・維持管理業務開始後は、毎月その業務内容について発注者に報告し、期間中の業務内容についての確認検査を受けなければならない。
- 7 受注者は、本施設の解体撤去業務を完了した場合、その旨を発注者に通知し、確認検査を受けなければならない。

(解体撤去及び原状回復義務)

第12条 受注者は、監督職員に確認の上、又は監督職員の指示により、賃貸借期間終了後、本施設を直ちに解体撤去し、原状回復しなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金)

第13条 受注者の責に帰すべき事由により賃貸借開始までに設置工事を完了できない場合においては、発注者は、受注者に損害額の支払を請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額とする。

(一般的損害)

第14条 搬入道路工事、本施設の設置及び解体撤去工事の期間中、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項及び第2項に規定する場合を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 本施設の運営・維持管理期間中、本施設に生じた損害その他本施設の運営・維持管理に関して生じた損害（次条第1項及び第2項に規定する場合を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第15条 搬入道路工事、本施設の設置及び解体撤去工事の施工並びに本施設の運営・維持管理において第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定に関わらず、搬入道路工事、本施設の設置及び解体撤去工事の施工並びに本施設の運営・維持管理に伴い通常避けることができない騒音・振動・地盤沈下・地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工及び本施設の運営・維持管理に関して受注者が善良なる管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前二項の場合その他工事の施工及び本施設の運営・維持管理に関して第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者受注者協力して処理解決に当たるものとする。

（契約金額の支払）

第16条 受注者は、第11条第1項の検査に合格したときは、事前調査経費及び搬入道路工事費について、それぞれに支払いを請求するものとする。

受注者は、第11条第4項及び第6項の検査に合格したときは、賃貸借料金、運営・維持管理経費及び処理経費について、四半期毎に、支払いを請求するものとする。

- 2 受注者は、第11条第7項の検査に合格したときは、解体撤去経費について、支払いを請求するものとする。
- 3 発注者は、前二項の規定による請求を受けたときは、請求を受けた日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に当該契約金額を支払わなければならない。

（前金払）

第17条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、搬入道路工事経費の10分の5以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、搬入道路工事経費についてはその増額後の金額の10分の5を、受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、搬入道路工事経費について受領済みの前払金額が減額後の金額の10分の6を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 5 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、

その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、既存工場解体撤去経費については受領済みの前払金の額からその増額後の金額の10分の6の額を差し引いた額を返還しなければならない。

- 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.9パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第18条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第19条 受注者は、前払金を搬入道路工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(前払金の不払に対する中止)

第20条 受注者は、発注者が第17条において準用される第16条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、搬入道路工事（以下、この条において工事等という。）の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事等を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事等の続行に備え工事等現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事等の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(支払遅延利息)

第21条 発注者は、第16条第3項の約定期間内に契約金額を受注者に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等発注者の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(要求水準書等の変更)

第22条 発注者は、必要があると認めるときは、要求水準書等の変更内容を受注者に通知

して、要求水準書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第23条 天災地変その他やむを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、受注者は、発注者と協議の上契約の解除を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第11条、第16条及び第21条の規定に準じ精算する。

(発注者の解除権)

第24条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、本業務に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- 二 その責めに帰すべき事由により履行期限内に完了しないとき又は履行期限経過後相当の期間内に完了する見込みが明らかでないとき。
- 三 第8条に掲げる者を設置しなかったとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 五 第27条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 六 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。
 - ロ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖大地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施工規則（平成23年環境省令第33号。以下「放射性物質汚染対処特措法施行規則」という。）第59条第2号イからヲまでのいずれかに該当する者であるとき。
 - ト 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイ

からホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

チ 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

七 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

イ 暴力的な要求行為

ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

ニ 偽計又は威力を用いて発注者等の業務を妨害する行為

ホ その他前各号に準ずる行為

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の3に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第6条の規定により契約保証金の担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金の担保をもって前項の違約金に充当することができる。

第25条 発注者は、本業務が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（再受任者等に関する契約解除）

第26条 受注者は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに受注者、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第24条第1項第六号及び第七号に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

（受注者の解除権）

第27条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 第22条の規定により要求水準書等を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

二 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第28条 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 この契約に関し、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 前項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
 - 二 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - 三 受注者が発注者に環境省競争契約入札心得の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(不可抗力による損害)

第29条 天災等で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この

条において「不可抗力」という。)により、本施設、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（本施設、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって環境省担当官による検査、立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち契約金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - 一 本施設に関する損害
損害を受けた本施設に相応する金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 二 工事材料に関する損害
損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - 三 仮設物又は建設機械器具に関する損害
損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、本業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（損害賠償）

第30条 発注者は、第24条第1項第六号、第七号又は第26条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 受注者は、発注者が第24条第1項第六号、第七号又は第26条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（賃貸借期間中及び運営・維持管理業務期間中の保険）

第31条 受注者は、賃貸借期間中、本施設及び設備機器等に対し、受取人を受注者とする火災保険、機械保険、又はこれに相当する保険に加入する。ただし、地震保険には加入

しない。

- 2 受注者は、損害賠償に係る受注者の負担に備えるため、運営・維持管理業務の開始日を始期として業務期間中、別紙2に記載する第三者賠償責任保険又はこれに相当する保険に加入する等、自己の費用で適切な損害賠償保険に加入しなければならない。
- 3 受注者は、前項に規定する保険に係る契約書及び保険証書の写しを当該保険の契約締結後、速やかに発注者に提出しなければならない。
- 4 受注者は、第1項に係る保険金請求権について、担保権を設定してはならない。

(表明確約)

第32条 受注者は、第24条第1項第六号、第七号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

第33条 受注者は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(瑕疵担保)

第34条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第11条第3項又は第5項の規定による引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。
- 3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(秘密の保全)

第35条 受注者は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は利用してはならない。

(債権譲渡の禁止)

第36条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(下請負人の通知)

第37条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)

第37条の2 受注者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、3,000万円（工事が建築一式工事の場合は4,500万円）以上になる場合において、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。

- 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- 三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

3 発注者が、受注者が第1項の規定に違反していると認める場合又は前項前段に定める特別の事情があると発注者が認めたにもかかわらず、受注者が同項後段に定める期間内に書類を提出しなかった場合において、受注者は、発注者の請求に基づき、違約金（制裁金）として、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第38条 この契約について、発注者受注者間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて発注者と受注者が協議して解決するものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第39条 本契約は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本契約に関する紛争又は訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

本契約の証として本書〇通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所 福島県福島市栄町11-25 AXCビル6階
氏名 支出負担行為担当官
東北地方環境事務所
福島環境再生事務所長 関谷 毅史

印

受注者 住所
氏名

印

別紙 1 対策地域内廃棄物等処理に係る再委任者(運営事業者)

区 分	主な業務内容
所 在 地 商号又は名称 代 表 者	
所 在 地 商号又は名称 代 表 者	
所 在 地 商号又は名称 代 表 者	
所 在 地 商号又は名称 代 表 者	

別紙 2 運営・維持管理業務期間中の保険

受注者は、運営・維持管理業務期間中、自ら下記に記載する保険に加入し、又は運営事業者をして加入させなければならない。

業務期間中の保険

保険種目	主な担保リスク	保険契約者	被保険者
火災保険 機械保険	本施設及び設備機器等に対する損害の補償	受注者	受注者
第三者賠償責任保険 (請負業者賠償責任保険)	施設の運営・維持管理業務の遂行に起因して発生した第三者賠償責任損害（身体賠償、財物賠償及び訴訟費用等）の補償	受注者	受注者

(保険名称は一般的な名称であり、保険会社によって異なる名称となることもある。)

上記以外の保険については、受注者の提案により、発注者と協議のうえ、決定するものとする。

競争参加者の資格に関する公示

東北地方環境事務所福島環境再生事務所が発注する平成27年度檜葉町対策地域内廃棄物処理業務（減容化処理）は、単体有資格業者（経常共同企業体を含む。）と特定共同企業体（以下「共同企業体」という。）の混合入札による一般競争入札（総合評価落札方式）により行うこととして、当該共同企業体の資格審査申請の受付の期間及び方法等を次のとおり公示します。

平成27年7月1日

支出負担行為担当官

東北地方環境事務所

福島環境再生事務所長 関谷 毅史

1. 業務名 平成27年度檜葉町対策地域内廃棄物処理業務（減容化処理）
2. 業務場所 福島県双葉郡檜葉町 地内
3. 業務内容 別紙要求水準書のとおり
4. 履行期間 契約締結の日から平成32年3月31日（火）まで
5. 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
 - (1) 受付期間
平成27年7月1日（水）から平成27年7月27日（月）12時まで
ただし、持参する場合の受付時間は、平日の9時から17時まで（12時から13時を除く。）とする。
 - (2) 受付場所
〒960-8031 福島県福島市栄町11-25（AXCビル6階）
東北地方環境事務所福島環境再生事務所 経理課 契約第二係
電話:024-573-7386
 - (3) 提出方法
持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）とすること（提出期限必着）。
- 6 特定共同企業体の構成員の数、資格要件等
 - (1) 構成員の数
構成員の数は、2、3、4又は5社とする。
 - (2) 組合せ
構成員の組合せは、環境省における平成27・28年度一般競争（指名競争）参加資格

(建築工事又は機械設備工事)を有する者の組合せとする。

(3) 構成員の資格要件等

構成員は、当該業務に係る入札説明書に定められた「競争参加資格」に掲げる(1)～(5)、(9)～(10)の条件を満たす者とする。

(4) 出資比率要件

甲型については、すべての構成員が、20%以上の出資比率でなければならない。

(5) 代表者要件

代表者は、入札説明書に定められた「競争参加資格」に掲げる全ての条件を満たす者とする。

(6) 有効期間

特定共同企業体の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

① 発注業務の契約の相手方となった者

資格決定がされたときから業務の請負契約の履行後3ヶ月を経過するまで。

② 発注業務の契約の相手方とならなかった者

資格決定がされたときから契約の相手方が確定したときまで。

7. 資格審査申請書類

(1) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書

(2) 環境省における平成27・28年度一般競争(指名競争)参加資格(建築工事又は機械設備工事)の写し

(3) 総合評定値通知書(建設業法27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。)の写し

(4) 共同企業体協定書の写し

※共同企業体協定書は下記の国土交通省ホームページで示す様式を標準とする。

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/sinko/kyoudou/index.html>

8. 資格審査結果の通知

審査の結果、資格なしと決定された者についてはその旨通知する。

9. その他

(1) 共同企業体の資格審査申請をする者は、併せて当該業務の入札公告(平成27年7月1日付)における競争参加資格の確認を受けること。

(2) 申請手続きについて不明な点があれば、次に照会すること。

5.(2)に同じ。

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書

平成27年度において、東北地方環境事務所福島環境再生事務所で行われる下記業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書及びその添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

1. 業務名：平成27年度檜葉町対策地域内廃棄物処理業務（減容化处理）

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

東北地方環境事務所

福島環境再生事務所長 殿

〇〇・〇〇（会社名）〇〇〇〇〇〇共同企業体

代表者 住 所 〒 ー
商号又は名称
電話番号等 TEL FAX
代表者の氏名 印

住 所 〒 ー
商号又は名称
電話番号等 TEL FAX
代表者の氏名 印